

訪問介護サービス及び鎌ヶ谷市介助移送サービス 重要事項説明書

訪問介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	協進交通有限会社
事務所の所在地	〒273-0122 千葉県鎌ヶ谷市東初富1-11-8
代表者	代表取締役 小池 満尚
設立年月日	昭和44年10月9日
電話番号	(代表) 047-446-7337 (無線配車室) 047-444-4592

※ 定款に定められた主な事業

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業
- ② 訪問介護事業
- ③ ①②に付帯関連する一切の事業

2. 事業所の概要

事業所名称	協進介護サービス
指定年月日・事業所番号	平成26年5月1日指定 (1272900174)
事業所所在地	〒273-0122 千葉県鎌ヶ谷市東初富1-11-8
連絡先	(代表) 047-446-7337 (FAX) 047-446-7336
通常の事業実施地域	鎌ヶ谷市 船橋市 白井市

鎌ヶ谷市特別給付	鎌ヶ谷市 介助移送 0001
----------	----------------

3. 運営方針

お客様の心身の状況をよくふまえて、その有する能力に応じ、より高度な日常生活を営むことができるよう援助を行います。

※介護・福祉に関する基本的な知識をもってお客様にサービスさせていただきます。

※知識に呼応した技術をもってお客様にサービスさせていただきます。

※人の命を尊ぶ心、おもてなしの心をもってお客様にサービスさせていただきます。

※介護・福祉に対する思い、愛情と誠意をもってお客様にサービスさせていただきます。

4. 提供するサービスの内容

※ 日常、外出する際に必要な介助(移動・移乗介助)

※ 通院(受付)・買物等日常生活のつきそい・見守り介助

5. 営業日時

	早朝	昼間	夜間	深夜
年中無休 24時間営業	6:00 ～8:00	8:00 ～18:00	18:00 ～22:00	22:00 ～6:00

6. 職員体制

	常勤	非常勤	合計	資格等
管理者	1名	0名	1名	1級訪問介護員
サービス提供責任者	1名	0名	1名	1級訪問介護員
事務職員	2名	0名	2名	
訪問介護員	17名	1名	18名	介護職員初任者研修・介護福祉士

7. 利用料等

(1) 介護保険から給付サービスをご利用の場合(通院等乗降介助の場合の基本料金)

	一割負担者	二割負担者	三割負担者
料金総額	1,010円	1,010円	1,010円
自己負担額	101円	202円	303円

※ 基本料金に対し、早朝（6：00～8：00）夜間（18：00～22：00）25%増
深夜（22：00～6：00）50%増となります。

※ 上記料金設定の基本となる時間は、担当マネージャー作成のケアプランに定められた
目安の時間を基準としますので、実際のサービス提供時間と異なる場合があります。

(2) 鎌ヶ谷市介助移送サービスの給付制度をご利用の場合

一移送につき料金総額 1,000円

自己負担分は介護負担割合に準ずる。

(3) 移動のための交通費等

お客様が移動のためにご利用になったタクシー運賃及び有料道路の料金、駐車場の料金については、実費にてご負担いただきます。

※身体障害者手帳・療育手帳をお持ちのお客様に対しては、手帳を提示して頂く
事により、運賃の1割を減額させていただきます。

※鎌ヶ谷市・船橋市・白井市・松戸市・柏市・市川市で交付している福祉タクシー
利用券もご利用頂けます。

(4) キャンセル料

キャンセル料は頂きません。但し、タクシー料金に係る迎車状態になった後の
キャンセルにつきましては、定められた迎車料金をいただきます。

※ご予約等のキャンセルは無線配車室にご連絡くださるようお願いいたします。

(5) 支払い方法

原則的にご利用の都度お支払い頂きます。又は、毎月10日までに前月分の利用料の
請求をいたしますので20日までにお支払いください。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。

- ・サービスの提供に当たって、訪問介護員は次のことをお受けすることはできません。
あらかじめご了承ください。
- ①医療行為及び医療補助行為
- ②利用者の家族に対するサービス提供
- ③利用者及びその家族からの金銭又は物品の教授

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これはこの契約終了後も同様とします。
- ・事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

10. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、利用者が予め指定する連絡先へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応について

訪問介護の提供中に、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	047-446-7337
	受付時間	月曜日から金曜日 9時から16時
	担当者名	小池大樹

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	鎌ヶ谷市高齢者支援課	047-445-1141
	千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7428

13. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

お客様の都合でサービスを終了させたい場合は、サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、1週間以内のお申し出でもこの契約を解約することができます。

(2) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要支援又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(3) その他

①次の場合は、利用者は解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料を支払うよう催告したにも拘わらず、催告後20日たっても支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

令和 6年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説明者 鎌ヶ谷市東初富1-11-8
協進介護サービス サービス提供責任者 小池満尚 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住 所
氏 名 _____ 印

代理人 住 所
氏 名 _____ 印